



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

# 認証・監査規定

R-04

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	2 of 15

## 1. 目的

本規定書は、FLJ が認証を管轄する対象組織、監査実施方法、認証サイクル、監査対象組織及び監査人等の義務、および認証判定手順等について規定する。

## 2. 関連書類

国際フェアトレード認証契約

ライセンス契約書

小規模ライセンシー ライセンス契約書

国際フェアトレード認証調達プログラム ライセンス契約書

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-03 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定

FLJ 監査確認項目：<http://www.fairtrade-jp.org/license/5point/audit.html>

仮認証書・認証書

## 3. 関連通知書

監査実施通知書

監査調書

監査結果通知書

認証判定通知書

## 4. 監査

### 4-1 監査の目的

ライセンス契約および国際フェアトレード認証契約に基づき、ライセンシーおよび輸入、製造、卸の各組織（以下、「認証事業者」）がフェアトレードの理念をよく理解しその推進に努めるとともに、国際フェアトレード基準を遵守し国際フェアトレード認証製品・原料（以下、「認証製品」）を適切に輸入、製造、販売しているか、ライセンス対象物（国際フェアトレード認証ラベル）を適切に使用しているか、各種報告が適切に実施されているか、またライセンス料・年間認証料等の支払いが適切になされているか等について定期的に監査し、監査指摘事項について認証事業者に対し是正措置を講じ改善を促すことによって、認証製品の適正な普及並びに生産者等の支援を図ることを目的とする。

なお、FLJ は日常のコミュニケーションを通して潜在的な不適合を確認した場合には、認証事業者が予防措置を講じることができるよう、業務の改善を通知することある。

### 4-2 監査対象組織

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	3 of 15

FLJ とライセンス契約、または国際フェアトレード認証契約を締結しているすべての認証事業者を対象とする。ただし、FLJ とライセンス契約を締結している認証事業者のうち FLOCERT の認証を受けている事業者は対象外とする。

#### 4-3 監査計画の策定

FLJ は毎年3月に翌年度の監査実施計画を策定し、監査を実施するものとする。ただし、初回監査は別途計画されるものとする。FLJ は、実地監査の場合、オープニングミーティング、製造記録、取引書類の確認、インタビュー・ヒアリングの実施、該当する施設の物理的監査、およびクロージングミーティングを実施するために十分な時間を計画するものとする。監査時間は、認証事業者の認証範囲およびその他の要因も考慮して決定される。原則として初回、更新監査の監査時間は、1日（7時間）とし、認証範囲や取引量が限定される場合には0.5日とする。

#### 4-4 監査の実施

監査は、FLJ から授権された代理人、または資格要件を満たす FLJ 職員（以下、「監査人」）によって実施される。監査は、認証事業者の事務所、製造工場、製造委託先及び倉庫等を訪問し原則として以下の手順に従って実施される。

- ① オープニングミーティング
- ② 責任者へのインタビュー・ヒアリングの実施
- ③ 製造工場での物理的トレーサビリティ等の確認
- ④ 認証製品（原料）の製造及び取引に関する書類のサンプリングチェック
- ⑤ クロージングミーティング（不適合項目の説明）

④のサンプリングは全体の監査結果を推測できるような代表的なものでなくてはならず、監査人によって選択される。監査人は、原則として各サプライチェーンにつき、最低1つのサンプルを確認するものとする。ただし、最大10サンプルとする。

監査人は、必要に応じて関連する外部からの情報も参照する。監査で得た、又は外部からの様々な情報のクロスチェックを行い、監査人は信頼性を立証できる証拠書類のみを監査の証拠として取り扱う。また監査人は、前回の監査での指摘事項について、是正措置が継続されているかを十分に確認するものとする。

なお監査には、国際フェアトレードラベル機構または FLJ の職員が同席することもある。

#### 4-5 FLJ 監査確認項目

FLJ 監査確認項目は、国際フェアトレード基準、FLOCERT 規定および FLJ 規定で定められた要求事項を基に、国際フェアトレードラベル機構および FLJ が作成するリストであり、FLJ の実施する監査において使用されるチェックリストである。監査確認項目は、重要項目(Major)、一般項

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	4 of 15

目(Core)および発展項目(VBP)に分類される。最新の監査確認項目は、FLJのwebサイトにて確認できる。

なお、認証事業者が国際フェアトレード基準、および監査確認項目について解釈を求める場合、FLJに説明を求めるものとする。FLJは、解釈に関する確認を国際フェアトレードラベル機構に行い、認証事業者に通知する。

#### 4-6 監査の費用

監査費用は原則として年間認証料および年間ライセンス認証料に含まれるものとする。ただし、監査結果により追加の臨時確認監査（第6-1項を参照）が必要と判断された場合、認証事業者は臨時確認監査実施費用を別途負担しなければならない。臨時確認監査費用は実地監査の場合、1回あたり10万円（監査人の旅費・宿泊費を含む）、書類監査の場合、1回あたり5万円とする。

#### 4-7 監査における義務

##### 4-7-1 認証事業者の義務

認証事業者は、FLJより要求された監査を受ける義務がありこれを拒むことはできない。また監査を受ける認証事業者は、国際フェアトレード基準の遵守を示すための適切な関係書類を準備し、閲覧させ、複写するとともに、事務所・工場等への立ち入りなど監査の実施に全面的に協力しなければならない。なお監査の種類に関わらず、輸入、製造、卸組織は監査日より過去1年間、ライセンサー、小規模ライセンサーは過去3年間の認証製品（原料）に関する記録を保持し、閲覧できるよう準備するものとする。

##### 4-7-2 監査人の義務

監査人は、本規定に従い客観的事実に基づいて監査を行わなければならない。また、判断及び意見の表明にあたっては、常に公平な立場を保持しなければならない。また監査人は、監査の過程で知りえた機密情報をほかに漏らしてはならない。FLJとの契約終了後も同様とする。

##### 4-7-3 FLJの義務

FLJは客観的事実に基づき判断及び意見の表明を行い、常に公平な立場を保持しなければならない。またFLJは、監査の過程で知りえた機密情報をほかに漏らしてはならない。

### 5. 認証プロセス

#### 5-1 認証の要件

認証事業者は以下の基準を満たした場合、国際フェアトレード認証の資格を有する。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	5 of 15

- ・ FLJ とライセンス契約、または国際フェアトレード認証契約を取り交わしていること。
- ・ 適用される料金が支払われていること。
- ・ 活動が国際フェアトレード基準の範囲に一致していること
- ・ 活動が、国際フェアトレード基準と関連する規定、方針に適合していることが示されること。
- ・ 前回の監査で明らかにされた不適合がすべて解決されていること（該当する場合）。

## 5-2 認証サイクル

認証のプロセスは認証事業者の認証申請書の受理をもって開始され、初回認証料及び適用される場合には初年年間認証料の支払いをもって契約締結となる。輸入・製造・卸を行う認証事業者の認証サイクルは3年、ライセンシーおよび小規模ライセンシーの認証サイクルは6年とする。ただし、国際フェアトレード原料調達制度（FSI）のライセンシーは3年とする。

なお、ライセンシーと輸入・製造・卸のいずれかの役割を兼務している場合には、認証サイクルは3年とする。

## 5-3 リスク評価と監査頻度

監査の頻度・実施時期は、認証事業者のリスク評価によって判定されるリスクカテゴリー（添付1、2）により決定される。FLJは、高額なプレミアムの支払額、取引量の多さ、複雑な組織構造、組織変更の多さ、重要項目の不適合履歴、新しい製品の取扱い、複雑な取引関係、ならびにこれに限らないリスク要因を分析しリスクの評価を行うものとする。

リスクCに該当する事業者は中間監査が省略される。ただし、FLJは、初回・更新監査で指摘された不適合項目についてフォローアップ状況を継続的に確認する。また、その他の確認項目について不適合の可能性がないか、日常のコミュニケーションおよび非通知監査を実施することによって監視するものとする。

各認証事業者のリスクカテゴリーは記録され、更新監査の度に見直しをされる。ただし、監査サイクルの途中で新しいリスクが認められた場合には、FLJは追加で監査を実施し、リスクカテゴリーを引き上げるものとする。

## 5-4 監査実施時期

### A. 認証サイクル（3年）

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	6 of 15

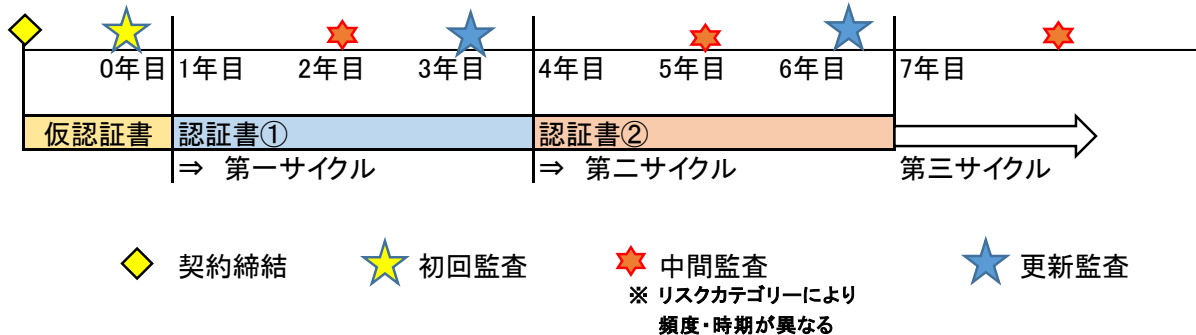


図 5.1 認証サイクル（3年）と監査実施時期

#### A-1. 初回監査

契約が締結されると仮認証書が発効され、仮認証書発効日より6カ月以内に初回監査が実施される。ただし、申請審査中又はその後何らかのリスク要因が発見され、事業者が高リスクカテゴリーに該当することが確認された場合は、仮認証発行後速やかに初回監査を実施する。

初回監査では、該当するすべてのFLJ監査確認項目について審査される。認証判定後、添付1に従ってリスクカテゴリーが判定される。

#### A-2. 中間監査

添付1リスクカテゴリーに記載の監査頻度に従って、認証サイクルの中間に中間監査が実施される。監査頻度はリスクカテゴリーによって異なり、省略されることもある。FLJは、認証事業者の規模、取扱い数、前回監査の不適合内容の改善状況などを考慮して実地での監査を実施するか、書類での監査を実施するかを決定する。なお中間監査では、FLJ監査確認項目の重要項目を中心に審査を行うものとする。

#### A-3. 更新監査

認証サイクル3年目に更新監査が実施される。更新監査は実地にて行われ、該当するすべての監査確認項目が監査の対象となる。国際フェアトレード基準への遵守が確認されると認証書が発行される。認証書発効日より3年以内に、次の中間監査および更新監査が実施される。

#### B. 認証サイクル（6年）

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	7 of 15



図 5.2 認証サイクル（6年）と監査実施時期

#### B-1. 初回監査

契約が締結されると仮認証書が発効され、仮認証書発効日より12カ月以内に初回監査が実施される。初回監査では、該当するすべてのFLJ監査確認項目について審査される。添付1に従ってリスクカテゴリーが判定される。カテゴリーDに該当する認証事業者は、不適合の改善状況により6-1項に示す臨時確認監査を実施することがある。

#### B-2. 中間監査

中間監査は認証サイクルの3年目に実施される。FLJは、認証事業者の規模、取扱い数などを考慮し、実地での審査を実施するか、書類での審査を実施するかを決定する。中間監査では、FLJ監査確認項目の重要項目を中心に審査を行う。

#### B-4. 更新監査

更新監査は認証サイクルの6年目に実施される。更新監査は実地にて行われ、該当するすべての監査確認項目が監査の対象となる。国際フェアトレード基準への遵守が確認されると有効期間が7年の認証書が発行される。

### 5-5 認証の証明書

#### 5-5-1 仮認証書

仮認証書は初回認証料の支払いが確認され、認証契約が締結されると発効される。輸入・製造・卸組織の有効期間は最大9カ月間とする。ただし、フェアトレードの取引が行われていないこと等を理由に、例外的に最大12カ月まで有効期限を延長することができる。その場合FLJは、文書にて認証事業者に通知するものとする。

ライセンシーおよび小規模ライセンシーの仮認証書の有効期間は最大12カ月とする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	8 of 15

なお、仮認証発効前に申請者が認証製品（原料）の取引を開始していることが発覚した場合、申請者は仮認証書を受領することはできない。その場合には、直ちに初回監査を受け認証を得ることとする。

#### 5-5-2 認証書

監査により該当するすべての国際フェアトレード基準への遵守が確認されると、3年の認証サイクルが適用される輸入・製造・卸組織には4年間の有効期間を記載した認証書が送付される。6年の認証サイクルが適用されるライセンシー、小規模ライセンシーの認証書の有効期間は7年間とする。認証書はすべての不適合項目が是正され、その事実をFLJが確認した場合に限り発行されるものとする。

なおFLJは、例外的な状況でない限り認証書の有効期限の延長は行わないものとする。有効期限が延長された場合には、文書にて認証事業者に通知される。

### 6. その他の監査

#### 6-1 臨時確認監査

FLJは以下のいずれかの場合に該当した場合、臨時確認監査を実施する。

- ・初回、更新、中間監査において指摘された不適合項目に関し、是正措置の評価と実施状況の確認が別途必要であると判断された場合。
- ・認証事業者から認証事項に関する変更届の提出があった場合、又は認証事業者が認証事項を変更したことが判明した場合のうち、FLJが臨時確認監査を実施する必要があると判断した場合。
- ・第三者からの情報提供その他の方法により、認証事業者が監査確認項目の重要項目に適合しない恐れのある事実を把握した場合。

臨時確認監査は原則として実地にて行われるが、可能な場合に限り書類にて行うものとする。なおFLJは、臨時確認監査の実施決定に対する認証事業者からの異議申立ては認めないものとする。

#### 6-2 非通知監査

FLJは、以下を理由として監査対象組織数（ただし、ライセンシーのみの認証をもつ事業者数を除く）の最低3%に該当する組織数に対し非通知監査を実施する。非通知監査は、原則として事前通知なしで実施される。ただし、FLJは効果的な非通知監査が実施できないと判断した場合、事前に通知することができる。その場合、FLJは事前通知がなされた理由を記録しておかなければならない。

- ・認証事業者が深刻な基準違反をしている事が示唆されるような情報がもたらされた場合



Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	9 of 15

- ・ 監査頻度の少ないリスクカテゴリーB,C,Eの認証事業者がサンプルチェックとして、ランダムに選出された場合
- ・ 認証範囲が拡大された場合
- ・ 例外適用が承認された場合
- ・ 国、地域、認証製品による特定のリスクがある場合
- ・ 取引量の大幅な増加、取引の開始等、その他重要な変更がある場合
- ・ 不適合の是正状況について、定期的な確認が必要と判断された場合
- ・ その他不適合のリスク、国際フェアトレード認証の評判を下げるリスクが確認された場合

なお、計画された中間監査は非通知で実施されることがある。

## 7. 認証判定の種類

監査又は認証プロセスにおいて、国際フェアトレード基準、規定に対し認証事業者の不適合を発見した場合、FLJは不適合報告書（監査実施時は、監査結果通知書）にて不適合項目を通知し改善活動をとるよう認証事業者に指示するものとする。また、FLJは潜在的な不適合項目に関し、認証事業者が予防対策をとるよう観察項目として指摘することができる。

なお、不適合報告書の送付後、および監査実施後には下記のいずれかの認証判定を行い認証事業者に通知するものとする。

### 7-1 認証取得/継続/更新

事業者は、認証製品（原料）の売買を継続して行うことができる。

### 7-2 仮認証の取消

仮認証は、以下のいずれ理由により場合取消となる。

- 初回監査にて重大な不適合が判明した場合
- 仮認証期間において不適合が確認され通知され、事業者が定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類をFLJに提出しなかった場合。
- 事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJによって認められなかった場合

事業者は仮認証取消の発効日以降、認証製品（原料）の売買をすることができず、認証ラベルまたは「FAIRTRADE」のブランドを使用してはならない。また、未納品の契約がある場合でも、認証製品（原料）として流通させることはできない。

### 7-3 認証・仮認証の一時停止

認証又は仮認証は、下記のいずれかの理由により最大6カ月の期限をもって一時停止される。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	10 of 15

- 監査および認証サイクル期間内において、監査確認項目の重要項目に対する不適合を確認した場合。
- 監査重要項目に対して不適合の報告がなされ、FLJが確認のための調査を行う場合。
- 認証事業者が定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類をFLJに提出しなかった場合。
- 認証事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJによって認められなかった場合。

上記理由により認証又は仮認証が一時停止された場合には、不適合項目の是正期間として最大5カ月間が与えられる。なお、是正期間中に臨時確認監査を実施することがある。FLJは、是正期間終了日より1ヶ月以内に是正措置の状況および証拠書類を検証し、一時停止を解除するか、認証取消にするかの判断を行うものとする。ただし、一時停止の最長期間内に不適合項目が是正されない場合、例外的な延長が認められない限りFLJは認証を取消すものとする。

認証事業者は、一時停止発効日以降に新たな取引先と認証製品（原料）に関する契約を締結することができない。一時停止発効日以前に締結した認証製品（原料）の売買契約書がある場合には、認証一時停止発効日から6カ月に限り履行することができる。売買契約がない場合、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%を越えてはならない。ただし、不適合項目が製造に関する重要項目の場合、FLJは一時停止以降の認証製品（原料）の製造および販売を禁止または制限することができる。

#### 7-4 認証取消

以下に該当する場合、認証が取消される。

- 認証一時停止後、定められた時期までに、実施された是正措置の証拠書類がFLJへ提出されなかった場合。
- 認証一時停止後、認証事業者より報告された証拠書類の有効性が、FLJによって認められなかった場合。
- FLJの監査と情報収集の権利を拒絶した場合。
- 販売数量報告書の提出、年間認証料、ライセンス料、年間ライセンス認証料の支払に度重なる遅れがあった場合。

ただしFLJは次のいずれかに該当する場合、一時停止を経ることなく認証事業者の認証を取消することができる。

- 認証契約、国際フェアトレード認証ラベルの使用に関して度重なる違反があった場合。また、違反行為に対して何ら改善がなされない場合。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	11 of 15

- 監査において2回連続して同じ重要項目の不適合が発見された場合。

認証事業者は認証取消の発効日以降、認証製品（原料）の売買をすること、および新規の契約を締結することができず、認証ラベルまたは「FAIRTRADE」のブランドを使用してはならない。また、未納品の契約がある場合でも、認証製品（原料）として流通させることはできない。認証を取消された事業者は、認証原料（製品）を販売するすべての認証事業者に認証取消の事実を通知しなければならない。

#### 8. 認証の自発的解除

認証事業者は、3か月前の通知をもって自発的に認証を解除することができる。FLJからの解除通知受領後3ヶ月間は、通知の時点で存在する認証製品（原料）の在庫を売却することができる。解除通知の前に締結した販売契約は、3か月に限り履行することができる。

#### 9. 国際フェアトレード認証への再申請

認証取消となった認証事業者は、以下の条件を満たす場合に限り再申請する事ができる。

- (1) 申請の段階で、是正措置が必要であった監査重要項目に対し適切な対処がなされている
- (2) 認証取消以前に支払いが完了していなかった、すべての料金、プレミアム等の支払いが申請時において完了している。

#### 10. 監査実施通知から認証判定通知までの手順

監査実施の通知、監査の実施、認証の判定は下表に従って実施することとする。

表 10.1 監査の手順

	項目	内容	期限
1	監査実施の通知 (FLJ→認証事業者)	FLJは「監査実施通知書」により認証事業者に監査の実施日時、監査場所、監査人および準備書類等を通知する。	監査実施日の1ヶ月前まで
2	監査の実施 (監査人→認証事業者)	FLJ 監査項目に沿って、監査を実施する。 ※書類監査の場合は、提出期限までに要求された書類をFLJに提出する。	
3	監査報告 (監査人→FLJ)	監査人は、監査終了後速やかに監査の結果を「監査調書」によりFLJに報告する。	監査実施日より1ヶ月以内
4	監査結果の審査と監査結果の通知	FLJは、「監査調書」を基に監査結果を審査し、認証事業者へ改善を求める事項	監査実施日より2ヶ月以内

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	12 of 15

	(FLJ→認証事業者)	(不適合項目)を記載した「監査結果通知書」を認証事業者に発行する。	
5	是正措置の実行及び確認 (認証事業者→FLJ)	認証事業者は改善策を実行し、是正措置実行の証拠書類をFLJへ提出する。	「監査結果通知書」発行日より90日以内。 (重要項目が不適合の場合は30日以内)
6	認証の判定 (FLJ→認証事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 是正措置の完了が確認されると、FLJは認証の継続/更新を認証事業者へ通知する。初回監査・更新監査で認証の更新が確認された場合には、別途「認証書」が送付される。</li> <li>・ 期日までに是正措置の完了が確認されない場合、FLJは「認証一時停止の警告」を通知する。認証一時停止までに30日間の猶予が与えられる。</li> <li>・ 「認証一時停止の警告」の通知後30日以内に是正措置の完了が確認されない場合、「認証一時停止」が通知される。認証取消まで30日間の猶予が与えられる。</li> <li>・ 「認証一時停止」の通知より30日以内に是正措置の完了が確認されない場合、「認証取消」が通知される。</li> </ul> <p>※なお改善状況によっては、臨時追加監査の要請をする。</p>	是正措置の証拠書類受領日より1ヶ月以内

#### 11. 認証判定に対する異議申立て手続き

すべてのオペレーターは、FLJが通知した認証に関する判定について、以下の手順に従い異議申立てをすることができる。FLJは異議申立ての結論がでるまでの間通知された認証判定は維持されるが、FLJの判断で認証の一時停止又は認証取消をすることが可能である。また、第三者から寄せられた認証に関する苦情等に関しても同様の手順に従い処理される。ただし、6-1項で記載される臨時確認監査の実施決定に関する認証事業者からの異議申立ては認めないものとする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	13 of 15

なお、すべての苦情および異議申立ては最初に FLJ に対し行うものとする。認証事業者は FLJ の対処に満足できない場合、最終審議結果に対しての更なる異議申立てを行う場合に限り、国際フェアトレードラベル機構 Oversight Committee (OC) に異議申立を行うことができる。ただし、OC は FLJ の最終審議結果を変更することできず、FLJ の審査過程において不適切な決断がなされていなかを検証し、該当する場合には指導するものとする。

FLJ は、すべての苦情および異議申し立ての内容、およびそれらの解決または改善のためになされた行動を記録するものとする。

表 11.1 意義申立手順

	項目	内容	期限
1	認証の判定に対する異議申立て (認証事業者→FLJ 事務局)	FLJ からの認証判定に異議がある場合、その内容を証拠書類とともに書面にて、 <a href="mailto:opinion@fairtrade-jp.org">opinion@fairtrade-jp.org</a> へ送付、又は FLJ 事務所に郵送し申立てを行う。	書類受領日より 14 日以内
2	苦情及び異議申立ての受理及び通知	正式に受理した事を、申請者に対し文書で通知する。	苦情および異議申し立て受領後 10 日以内
3	異議申立て内容の審議	理事長は対応責任者を任命し、理事長の責任のもと必要なすべての情報を収集し、検証を行い、改善等適切な処理を行う。	
4	異議申立てに対する最終審議結果の通知 (対応責任者→認証事業者)	対応責任者は、最終審議結果を申請者に通知する。	異議申立受領日より 45 日以内

## 12. 監査関係文書の保管

監査関係の書類は、重要機密書類として漏洩なきよう FLJ 事務所に 5 年間保管するものとする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
認証・監査規定	Version:	3.0
	Page	14 of 15

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2013年6月1日	新規作成
2.0	2015年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■R-01 用語規定 V3.0 を反映</li> <li>■認証・監査システムの変更を反映</li> <li>・第5項の認証サイクル、監査実施時期、認証書発効時期の変更。</li> <li>・5-4-1項「仮認証書」の導入</li> <li>・6-2項「非通知監査」の追記</li> <li>・7-2項「一時停止」の判断基準の改定</li> <li>・7-3項「取消」の判断基準の改定</li> <li>・表10.1 監査の手順 6「是正措置の実行及び確認」の追記</li> <li>・第11項 「認証結果の判定に対する異議申立て手続き」の手順および期限の変更</li> </ul>
2.1	2016年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■4-2項 FLOCERT 認証組織であるライセンシーも、ライセンシーとして FLJ の監査対象となることを反映し、末文を削除。</li> <li>■4-3項 末文の追記</li> <li>■第10項 表10.1</li> <li>・「監査結果改善回答書」の削除</li> <li>・是正措置証拠書類の提出期限の変更。（監査結果改善回答書提出日より1ヶ月以内から、監査結果通知書発行日より30日または90日以内へ）</li> <li>・認証一時停止、取消手順の追加。</li> <li>■第11項 末文の追記。</li> </ul>
3.0	2019年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■4-2項 FLOCERT の認証を持つライセンシーを FLJ 監査対象組織から削除</li> <li>■Fairtrade International Requirements for Assurance Providers V2.0 を反映。</li> <li>・5-3項リスク評価と監査頻度の追加</li> <li>・5-4項 B-1 ライセンシー、小規模ライセンシーの初回監査 実施時期変更</li> <li>・5-5-1項 ライセンシー、小規模ライセンシーの仮認証期間を最大12カ月に変更</li> </ul>

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-04
	Issue Date:	2019年2月5日
<b>認証・監査規定</b>	Version:	3.0
	Page	15 of 15

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6-2 項 非通知監査 末文を追記。</li> <li>・「7-2 項 仮認証の取消」を追記。</li> </ul>

添付1 リスクカテゴリーと認証サイクル・監査実施時期

カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のいずれかに該当する事業者</li> <li>・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者</li> <li>・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者</li> <li>・プレミアム750,000USD(約75,000,000円)以上に相当する取引をする事業者</li> <li>・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者</li> <li>・その他FLJが判断した認証事業者</li> </ul>	3年	認証サイクルに3回実施 更新監査:1回 中間監査:2回
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査での不適合数がほぼ平均値であった事業者</li> <li>・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者</li> <li>・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者</li> <li>・(かつ/または)報告書提出の度重なる遅延がある事業者</li> </ul>	3年	認証サイクルに2回実施 更新監査:1回 中間監査:1回
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査での不適合数が低い事業者</li> <li>・かつ、重要項目での不適合がない事業者</li> <li>・かつ、直近の認証サイクルにおいて一時停止、認証取消の経歴がない事業者</li> <li>・かつ、ペイヤーではない事業者</li> <li>・かつ、認証サイクルを1サイクル以上経験している組織、またはフェアトレードの取引が非常に少ない事業者</li> <li>・かつ、プレミアム150,000USD(約15,000,000円)以上に相当する取引をしていない事業者</li> </ul>	3年	認証サイクルに1回実施 更新監査:1回



添付2 リスク分類と認証サイクル・監査実施時期（小規模ライセンス、単独ライセンス）

カテゴリー	条件	認証サイクル	監査の頻度
D	下記のいずれかに該当する事業者 ・監査において、不適合が確認項目の五分之一以上指摘された事業者 ・重要項目の不適合が要因で認証一時停止となった事業者 ・直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止または、認証取消がなされたことがある事業者 ・不適合の可能性を示す根拠のある報告、申し立て(allegation)がなされた事業者  ・その他FLJが判断した認証事業者	6年	認証サイクルに3回以上実施 更新監査:1回 中間監査:1回以上 臨時確認監査:必要に応じて実施
E	・監査での不適合数がほぼ平均値前後かそれ以下である事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルで、重要項目の不適合が要因で認証一時停止となっていない事業者 ・(かつ/または)直近の認証サイクルにおいて、度重なる認証一時停止、認証取消の経歴がない事業者	6年	認証サイクルに2回実施 更新監査:1回 中間監査:1回